

飲料等自動販売機設置事業者募集要領

公益財団法人堺市文化振興財団

公募物件一覧

施設名	所在地	設置台数
	設置場所	
堺市民芸術文化ホール	堺市堺区翁橋町2丁1番1号	2台
	1階施設内（自販機コーナー）	

※契約書（案）は10～12ページに、仕様書は13ページ以降に記載しています。

1 目的

この要領は、公益財団法人堺市文化振興財団（以下、「当財団」という。）が堺市民芸術文化ホールにおいて、主に来館者及び施設利用者が利用する飲料等自動販売機（以下、「自動販売機」という。）の設置業者を総合評価方式により選定するため、必要な手続きを定めたものです。自動販売機設置事業者（以下、「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申し込みください。

2 日程

項目	期限、期間等
質問の受付	令和4年1月18日（火）午後8時まで
設置場所の状況確認	令和4年1月17日（月）午前11時
質問に対する回答	令和4年1月21日（金）（予定）当財団ホームページに掲載
応募の受付	令和4年1月24日（月）から2月4日（金）まで
設置事業者の決定	令和4年2月中旬頃
契約の締結	令和4年3月4日（金）まで
設置開始	令和4年4月4日（月）厳守※

※やむを得ない事情により変更する場合があります。

※堺市民芸術文化ホールの稼働状況に応じて、当財団と調整の上決定します。

3 設置の期間

設置の期間は、令和4年4月4日から令和5年3月31日までとし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとします。また、当財団が設置の期間を延長して支障がないと判断した場合は、設置事業者との協議に基づき、単年度ごとに令和5年度末（令和6年3月31日）まで契約を更新することができるものとします。ただし、契約の更新は、各年度における予算の成立を前提条件とします。

4 応募者の資格要件

以下の要件をすべて満たしている者としてします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び公益財団法人堺市文化振興財団契約規程第3条の規定に該当しない者。

(2) 応募書類の提出締切日において、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※決定された設置事業者が、契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は設置事業者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(3) 応募書類の提出締切日において、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基

づく入札参加除外を含む。)を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※決定された設置事業者が、契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は設置事業者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者。
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。
- (7) 応募の日から過去 2 年間に於いて、当財団及び国又は地方公共団体の管理施設（指定管理施設、外郭団体等国又は地方公共団体が直接管理しない施設は除く。）に自らが管理運営する自動販売機の設置実績を有する者で、その間、健全な経営を行っている者。
- (8) 設置事業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者
- (9) 本物件に係る前回の契約において、契約解除決定がなされていない者

5 応募手続き

(1) 受付期間及び受付時間

受付期間	受付時間
令和 4 年 1 月 24 日(月)から令和 4 年 2 月 4 日(金)まで	午前 9 時 00 分から 午後 8 時 00 分まで

(2) 受付場所

堺市堺区翁橋町 2 丁 1 番 1 号
堺市民芸術文化ホール 1 階総合受付

(3) 提出方法

応募希望者は、応募申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印（実印又は使用印鑑届印）し、提出書類を受付場所まで直接持参のうえ、提出してください。郵送、ファックス、電子メールによる提出は受け付けません。

(4) 応募書類（特に指定がない場合は各 1 部）

- ア 応募申込書（日付は、応募手続き受付期間内の日付を記入してください。）
- イ 事業者（会社）概要（会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会社名、所在地、経歴、従業員数は必須です。（補記可）
- ウ 住民票又は登記事項証明書（書類提出時点で発行後 3 か月以内の原本に限ります。）
 - (ア) 個人の場合：住民票の写し
 - (イ) 法人の場合：履歴（現在）事項全部証明書
- エ 印鑑（登録）証明書（書類提出時点で発行後 3 か月以内の原本に限ります。）

オ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（書類提出時点で発行後2か月以内の原本に限ります。）

(7) 個人の場合：納税証明書その3の2

(4) 法人の場合：納税証明書その3の3

※「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等の猶予制度の適用を受けており、「納税証明書（その3）」が提出できない場合は、「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その1）」を提出すること。

カ 飲料等自動販売機設置実績報告書

キ 誓約書

ク 設置する自動販売機及び容器回収ボックスのカタログ（外形寸法、諸機能等が確認できるものの該当箇所） 8部

ケ 納付金額提案書（提案額は消費税等相当額を含まないものとします。）

コ 自動販売機設置に係る提案書 8部

※1 本応募時点で「委託・その他役務提供/その他（業種コード：080）/種目：その他（種目コード：090）で自動販売機設置事業者として堺市調達課の名簿登録をしている事業者については、ウ、エ、オは不要です。なお、登録内容と応募内容が異なる場合（代表者名が異なる等）は、全ての提出書類が必要となりますのでご注意ください。

※2 上記応募書類のうち、ウ、エ、オは必ず原本を持参してください。原本の返却を希望する場合は提出時に申し出てください。その場合、原本は発行日を確認のうえ、複写後に返却します。

(5) 留意事項

ア 応募者が法人であって、登記事項証明書に複数の代表者が記載されているときは、応募に係る権限を有する者を応募申込書の応募者欄に記入してください。

イ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書の交付請求手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/index.htm>)から閲覧する場合は、次の順にクリックして手続きをしてください。

「税の情報・手続・用紙」⇒「納税・納税証明書手続」⇒「納税証明書」⇒「[手続名] 納税証明書の交付請求手続」（※令和3年12月1日現在のページ構成）

ウ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書の交付請求の際は、必ず個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」を請求してください。

なお、法人税、所得税、消費税又は地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、入札参加者の資格を満たさなくなりますので、ご注意ください。

※「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等の猶予制度の適用を受けており、「納税証明書（その3）」が提出できない場合は、「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その1）」を提出すること。

エ 法人用の誓約書に記入する役員の住所は、住民登録地（住民票の住所欄に記載されたところ）であり、勤務先の所在地等ではありません。

オ 提案する納付金が最低納付金額（年額）に達しないもの、文字や金額が不明瞭で判読できな

いもの、金額を訂正したもの、記名押印のないもの、施設名が異なるものは、納付金額の提案を無効とします。

カ 応募受付後の取下げは、行うことができません。

キ 提出された応募書類の返却は、行いません。

ク 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切回答することができませんのでご了承ください。

(6) 個人情報の取扱い

提出された書類に記載の個人情報は、設置事業者の決定及び契約締結事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。

(7) 設置場所の状況確認

設置場所の状況確認が必要な応募者は、令和4年1月17日（月）午前11時（時間厳守）に直接堺市民芸術文化ホール楽屋口（施設西側）までお越しください。なお、確認者は、事前の体調管理、検温、手指消毒、マスクの着用など、新型コロナウイルス感染症等の予防対策を徹底してください。

(8) 質問の受付

募集に関する質問を令和4年1月18日（火）午後8時00分まで受け付けます。質問のある方は、9 ページの質問票を用いて、電子メールにより提出してください（期限厳守）。書面以外の方法（電話、FAX、口頭等）では受け付けません。回答は、全ての内容を令和4年1月21日（金）（予定）に当財団のホームページに掲載します。なお、この回答をもって、本要領の補完、追加とします。

6 総合評価方式による設置事業者の決定方法等

(1) 設置業者の決定方法

内容点及び価格点の合計点数（以下、「総得点」という。）の最も高い者を設置事業者とする。

I 内容点 60点満点

	評価項目	評価の視点	小計点
1	自動販売機付加機能	省エネルギー性能、防災対策機能、電子マネーなど	10点
2	自動販売機のデザイン	外観色、ユニバーサルデザイン（タッチパネルなど）	10点
3	管理体制	故障時の対応、苦情への対応、商品管理体制、感染症対策など	20点
4	商品内容	販売商品内容、取扱銘柄数	20点

II 価格点 40点満点

1	提案価格	提案納付金額の順に次のとおり決定 1位 40点、2位 35点、3位 30点、4位 25点、5位 20点、6位 15点、7位以下 0点 ※ただし、最低納付金額を下回る提案は順位にかかわらず無効とする。	40点
---	------	---	-----

Ⅲ総得点 100点満点（Ⅰ内容点＋Ⅱ価格点）

(2) 審査の方法

「公益財団法人堺市文化振興財団自動販売機設置事業者選定委員会」において審査します。

(3) 設置事業者の選定通知及び公表

設置事業者の決定は、令和4年2月中旬頃の予定です。

選定結果は、設置事業者決定の有無に関わらず当財団から通知します。なお、後日結果を当財団のホームページで公表します。

7 契約締結の手続き

(1) 手続きの流れ

ア 設置事業者は、令和4年2月22日（火）までに下記の書類を堺市民芸術文化ホールに提出してください。

(7) 自動販売機本体、容器等回収ボックス及び転倒防止板の外形寸法図

(4) 容器等のリサイクル方法（様式は問いません。）

※自社処理・委託の別（委託の場合は委託業者名記載の契約関係書類の写しを添付すること。）

※リサイクル工程（収集運搬、処分の方法がわかるもの。）

(7) 後日、契約書2部を渡しますので、「乙」欄に記名押印し、提出してください。

(2) 契約保証金

免除します。

(3) 契約締結の名義

応募申込書に記載された応募者名で行います。

(4) 提案書記載事項の取扱い

提案書に記載された内容については、当財団との協議及び調整に基づき、必要または有益であると見なされるものを仕様書に含むものとします。

8 納付金

(1) 設置事業者が提案した納付金額に消費税及び地方消費税額（以下、「消費税額等」という。）を加えた額をもって年額納付金額とします。年額納付金額は、当財団が発行する請求書により、その指定する支払期限までに全額お支払いください。

(2) 法律の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動したときは、改正以降における上記(1)の消費税額等は改正後の税率により計算します。

(3) 既納の納付金は還付しません。但し、当財団において当該施設を堺市の公用又は公共用に供するため契約を解除又は変更し、若しくは、設置事業者の責めに帰することのできない理由により当該施設の使用の開始又は継続ができないときは除きます。なお、自己の事情により自動販売機を撤去した場合（下記12参照）は、既納の納付金は還付されません。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 指定する期日（令和4年3月4日（金））までに契約締結の手続きを行わなかったとき
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失ったとき
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと当財団が判断したとき

10 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が契約締結の手続きを行わない又は設置事業者が自動販売機の設置を辞退した場合で、新たな設置事業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、前述の設置事業者の次に高い総得点の者の応募資格を審査のうえ、設置事業者に決定することができるものとします。この場合の納付金は新たな設置事業者が公募手続きで提案した額に消費税額等を加えた額とします。

11 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- (1) 設置期間中に、当財団において設置対象部分を堺市の公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき
- (2) 契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき
- (3) 契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと当財団が判断したとき
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
- (6) 契約に定める義務に違反する行為が認められたとき

12 自己の事情による自動販売機の撤去

設置事業者は、自らの事情に起因して設置期間中に自動販売機を撤去しようとするときは、当財団に書面で協議を申し出てください。但し、申出期間は毎年4月1日から10月31日までとします。協議の結果、契約の解除に至った場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日とします。（年度をまたがったの撤去はできません。）なお、既納の納付金は、還付しません。また、自動販売機の撤去に伴い、契約を解除された当該設置事業者は、契約を解除した物件に設置する自動販売機に関する次回の公募に応募できません。

13 公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から1年間、自動販売機に関する公募の応募資格を失います。

- (1) 設置事業者が指定する期日（令和4年3月4日（金））までに契約締結の手続きを行なわな

ったとき

(2) 当財団において、契約を解除されたとき（但し、上記 11(1)による解除は除く。）

14 その他

(1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しません。ただし、不採用となった場合には当財団で定めた保存年限満了後、当財団の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しません。

(2) 提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は公益財団法人堺市文化振興財団情報公開規程第 7 条により情報公開の対象となる場合があります。提出書類の中で、公益財団法人堺市文化振興財団情報公開規程第 7 条に規定する非公開部分に該当すると考えられる箇所（公開できないもの）については、あらかじめ網掛け等の処理をした上で提出してください。ただし、当該箇所については財団として公開すべきと判断した部分は請求に応じて公開することがあります。

(3) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合があります。

(4) 設置事業者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合があります。それに伴う提案者が被る損害について、当財団は一切賠償しません。

(5) 提案書の作成等に要する費用は、すべて提案者の負担とします。

(6) 当該事業者の選定は、令和 4 年度の予算成立を前提に準備行為として行うものです。令和 4 年度の予算が成立しない場合は、当該事業者の選定は無効となります。

質 問 票

<p>送 信 先</p>	<p>堺市民芸術文化ホール 【メールアドレス】 f-sacay@sakai-bunshin.com</p>
<p>1. 件 名</p>	<p>飲料等自動販売機設置事業者募集に関する質問</p>
<p>2. 送 信 者 (応募希望者)</p>	<p>所 在 地 (住所) 商号又は名称 (氏名) 代表者職氏名 所属部署名 担当者氏名 電話番号 — — ファックス番号 — —</p>
<p>3. 質問内容</p>	

※質問は令和4年1月18日(火)午後8時00分まで受け付けます。

※電話、FAX、口頭等による質問は受け付けません。

※電子メール【f-sacay@sakai-bunshin.com】においては、必ず上記1. 2. 3の事項を送信してください。

契約書（案）

公益財団法人堺市文化振興財団（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、次の条項により飲料等自動販売機（以下、「自動販売機」という。）設置に係る契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（物件の表示）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「当該物件」という。）を乙に使用させ、乙はこれを受け、設置に係る納付金を甲に支払うものとする。

設置番号	物件の表示（設置場所）	設置面積	摘要
①	（1階）エントランスロビー（自販機コーナー出入口側）	●. ●㎡	うち回収ボックスの面積●. ●㎡
③	（1階）小ホール楽屋ラウンジ	●. ●㎡	うち回収ボックスの面積●. ●㎡

（使用目的）

第3条 乙は、当該物件を自動販売機の設置場所として使用しなければならない。

（設置期間）

第4条 本契約における設置期間は、令和4年4月4日から令和5年3月31日までとし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとする。また、甲が設置の期間を延長して支障がないと判断した場合は、乙との協議に基づき、単年度ごとに令和6年3月31日まで契約を更新することができる。ただし、契約の更新は、各年度における甲の予算の成立を前提条件とする。

（納付金）

第5条 当該物件の自動販売機設置に係る納付金は、年額金●●●●, ●●●●円（消費税等相当額を含む。）とする。

（納付金の支払方法及び期限）

第6条 乙は、前条の納付金を甲の発行する請求書により、その指定する支払期限までに全額支払わなければならない。

（遅延利息）

第7条 乙は、納付金を指定する支払期限までに支払いしなかった場合は、支払期限の翌日から支払いのあった日までの期間について、堺市財産規則（昭和39年規則第6号）第32条第4項に定める遅延利息の特例として附則に定める割合で計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は当該金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（仕様書の遵守）

第8条 乙は、自動販売機の設置にあたっては、別記仕様書の事項を遵守しなければならない。

（転貸の禁止）

第9条 乙は、当該物件における自動販売機の設置場所を第三者に転貸してはならない。

(使用上の制限)

第 10 条 乙は、当該物件の現状を変更し、又は工作物を設置してはならない。但し、特段の事情により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(物件保全義務)

第 11 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって当該物件の維持保全に努めなければならない。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他何らの手続を用いずに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の期間中に、甲において当該物件を堺市が公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は本契約の期間内に履行の見込みがないとき。
- (3) 乙が本契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき
- (4) 乙の著しく社会的信用を損なう行為等により、自動販売機設置事業者としてふさわしくないと甲が判断したとき。
- (5) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年規則第 108 号）第 3 条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
- (6) 本契約に定める義務に違反する行為が認められたとき。

2 乙は、本契約の期間満了前に契約を解除しようとするときは、本契約の期間中、甲に対し毎年 4 月 1 日から 10 月 31 日までに書面で協議を申し出なければならない。この場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して 4 か月を経過する日の属する月の末日とする。

(損失補償)

第 13 条 甲は、前条（第 1 項第 1 号を除く。）の解除によって生じた損失を一切補償しない。

(原状回復の義務)

第 14 条 乙は、第 4 条に規定する本契約の期間が満了したとき、甲が第 12 条の規定により本契約を解除したときは、速やかに自己の負担において、当該物件を原状に回復して返還しなければならない。但し、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(費用の支出及び請求権の放棄)

第 15 条 本契約の期間中に当該物件に支出した一切の費用は、理由のいかんを問わず、すべて乙の負担とし、乙は、当該物件を返還するときに、これを甲に請求することができない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、その責めに帰すべき事由により当該物件の全部又は一部を滅失し、若しくはき損したときは、甲の指示に従い速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(納付金の改定)

第 17 条 甲は、法律の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動したときは、改正以降における納付金は改正後の税率により計算した額に改定するものとする。

2 乙は、前項の改定により生じた納付金の差額を甲の発行する請求書により、その指定する支払期限までに支払わなければならない。

(納付金の不還付)

第18条 甲において、当該物件を公用又は公共用に供するため本契約を解除し、又は変更したとき、若しくは、乙の責めに帰することのできない理由により当該物件の使用の開始又は継続ができないときを除き、既納の納付金は還付しない。

2 甲は、第12条第2項の規定により本契約を解除した場合であっても、既納の納付金は還付しない。

(法令の遵守)

第19条 甲乙両者は、本契約に定めるもののほか、堺市財産規則（昭和39年規則第6号）その他法令に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

(契約の費用)

第20条 本契約に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(契約保証金)

第21条 乙に納付させる本契約の契約保証金は、公益財団法人堺市文化振興財団契約規程第28条の2第2号の規定により免除とする。

(疑義の決定)

第22条 本契約に関し疑義のある事項又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

「甲」 住所 堺市堺区翁橋町2丁1番1号
氏名 公益財団法人堺市文化振興財団
理事長 服部 一史 印

「乙」 住所
氏名 印

仕様書

1 施設の概要

		内容	
施設名称		堺市民芸術文化ホール（愛称 フェニーチェ堺）	
施設所在地		大阪府堺市堺区翁橋町2丁1番1号	
設置主体		堺市	
指定管理者		公益財団法人堺市文化振興財団	
施設	面積	敷地面積	14,333㎡
		建築面積	8,848㎡
		延床面積	19,815㎡
	階数等		地上6階、地下1階 (鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造)
	ホール席数	大ホール	2,000席（車いす席12席含む） ※オーケストラピット利用時は182席減
		小ホール	312席（車いす席4席含む）
	駐車台数		100台（障害者専用3台、緊急車両用3台含む） このほか、関係者用駐車スペースあり
その他の施設		・大スタジオ（289㎡） ・小スタジオABC（A18㎡、B36㎡、C63㎡） ・文化交流室ABC（A69㎡、B93㎡、C69㎡） ※三室一体利用可能 ・多目的室（166㎡） ・交流・創作ギャラリー ・屋上庭園 ほか	

2 開館時間・休館日

①開館時間 9:00～22:00

※窓口対応時間 9:00～20:00

※開館時間は繰り上げまたは超過することがある。

②休館日

- ・毎月第1、第3月曜日（祝休日の場合は開館）
- ・毎年12月29日から翌年1月3日まで（年末年始）
- ・保守点検等を実施する日

※その他感染症のまん延などを事由として臨時休館することがある。

※第1、第3月曜日または年末年始について、催事の都合により臨時開館することがある。

3 設置場所

別紙（設置箇所図）、台数、寸法上限、最低納付金額

設置番号	設置場所	設置面積寸法上限 (mm)	設置可能台数	最低納付金額 (税抜)
①	(1階) エントランスロビー (自販機コーナー出入口)	W1,400×D820×H1,830	1台	①③計年額 100,000円 ※契約の更新を行ったときも、単年度ごとに同額とする。
③	(1階) 小ホール楽屋ラウンジ	W1,400×D820×H1,830	1台	
			2台	

※ 設置場所については、公益財団法人堺市文化振興財団（以下、「当財団」という。）の指示に必ず従ってください。（別添「設置箇所図」参照）

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み（自動販売機本体の上部に設置する場合を除く）、空容器の回収箱設置場所、転倒防止板（ボルト等を含む）を含みません。

4 設置期間

契約書第4条のとおりです。

5 設置事業者

設置番号①③で1設置事業者とします。

6 空容器回収箱

設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置しなければなりません。

空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯とならないように適切に回収し、回収した容器は、関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

回収箱の形式に指定はありませんが、事前に当財団と協議のうえ設置してください。

なお、協議は設置予定の回収箱の大きさや形が安全なものかを事前に確認するためのものです。

7 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

ペットボトル・カン・紙パック等の密閉式の容器に入った清涼飲料水(ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶、乳製品及びこれらに類する商品を偏りなく設置)とし、酒類の販売はできません。

イ 販売価格

標準販売価格(メーカー小売希望価格)以下としてください。

ウ 商品の多様性

販売商品が偏ることのないよう、多様な商品ラインナップとしてください。

8 設置機種等

ア インドア型(ペットボトル、カン、紙パック)又はアウトドア型(ペットボトル、カン、紙パック)の飲料用自動販売機

イ ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

ウ 災害時対応自動販売機

災害時に無償で提供できる自動販売機とするよう努めてください。

エ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機、または、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機、夜間等はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた機種としてください。

オ 電気子メーター

設置するすべての自動販売機に、使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。ただし、電気子メーターは施設全体の意匠に配慮し、事前に当財団と協議のうえ設置してください。

カ 紙コップ式の飲料用自動販売機の設置は不可とします。

キ 設置する自動販売機の前面または側面に、施設ロゴマークを配置してください。施設ロゴマークについては、契約締結から設置開始までの間に行う協議において、必要な資料を提供します。

ク 利用者の利便性の向上を図る措置を講じてください、なお、設置場所近辺との調和については甲乙協議の上決定します。

9 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、耐震対策(転倒防止策)を施すなど、安全に設置してください。

10 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

1.1 緊急連絡先の表示

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて設置事業者の責任において対応してください。

1.2 維持管理等

ア フルオペレーション

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。特に繁忙期については、売り切れがないように、商品を補充してください。

イ 作業時間等

午前9時から午後8時までの間に行うこととし、作業内容、作業時間等については、当財団と協議のうえ、来館者の妨げにならないよう、また敷地内での業務に支障をきたすことのないよう十分に注意してください。

1.3 機種の変更等

設置した自動販売機の機種の変更を行う場合は、あらかじめ当財団に申し出たうえで、承諾を得てください。

1.4 売上実績報告

売上実績については、四半期ごとに自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、報告してください。（任意様式）

1.5 事前協議

提出書類の内容（自動販売機の外形寸法又は種類、空き缶等のリサイクル方法等）を変更する場合は、事前に施設管理者と協議し、承認を得てください。

1.6 必要経費

- (1) 自動販売機の設置、撤去及び移転に要する工事費、光熱水費、電気子メーターの設置費等の一切の費用は設置業者の負担とします。
- (2) 電気料金は、子メーターにて計測した使用量により計算した額を当財団が指定する期限までに全額支払ってください。なお、電気子メーターの有効期間の期限切れ等に注意してください。
- (3) その他の経費については、当財団の指示に従ってください。

【堺市民芸術文化ホール運用計画（※1）】

開館見込日数	335日（新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出等に伴う臨時休館日も開館見込日数に含む）	
主催（共催）公演※2	鑑賞事業	年間実施回数 ・大ホール 24回 ・小ホール 10回
	創造・発表事業	年間実施回数 大ホール 2回 小ホール 4回
	普及・育成事業	年間実施回数 ・各施設を対象に28回 ・施設外アウトリーチ等 9回
	諸室等活用事業	年間実施回数 12回
	賑わい創出事業（堺市翁橋公園活用）	年間実施回数 2回
貸館事業	年間稼働率（※2） 主催（共催）公演利用分を含む	・大ホール 51%以上 ・小ホール 60%以上 ・大スタジオ 63%以上 ・その他諸室 65%以上
年間利用者数（※2）	33.1万人以上	

※1：参考として令和3年度の運営計画を掲載する。令和3年度の計画は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した内容となっている。また、やむを得ない事情により運営計画を修正することがある。

※2：新型コロナウイルス感染症の影響がないと仮定した場合、年間稼働率目標について、大ホール、小ホール、大スタジオは80%以上、その他諸室は65%以上であり、また、年間利用者数目標については48万人以上である。

公募に関する問い合わせ先

〒590-0061

堺市堺区翁橋町2丁1番1号

堺市民芸術文化ホール（愛称 フェニーチェ堺）

【電話番号】072-232-0220

【メールアドレス】f-sacay@sakai-bunshin.com